

人権学習展開例

主 題 名 “人権” 私たちが幸福に生きる権利

教 材 名 我ら地球家族！

人権学習の視点 普遍的な視点「人権の意義」

主題・教材について

「人権」は、「日本国憲法」や「世界人権宣言」で保障されていることを知るだけでなく、条文の内容について正しく理解することをねらっている。

この学習を通して、人権についての正しい知識や認識を深め、すべての人間は、人権が尊重されていること、そして、人権が守られる社会を構築していくのは、自分自身であることに気付かせたい。

ね ら い

人権とは、すべての人が、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできないものであることを知るなど、人権についての正しい知識や認識を培う。

本時の展開

過程	指導内容	形態	主な学習活動	指導上の留意点	教材・教具
導入	○本時間の学習のねらいを説明する。	一斉	○地球には様々な人が生活し、全ての人に人権が保障されていることを確認する。		生徒資料 「我ら地球家族」
展 開	私たちの「人権」は、法律や宣言で尊重されていることを知ろう				
	○人権が侵害されていると思うのはどのような場合か考えさせる。	一斉	○人権が侵害されたと思うことを発表させる。	○16%の人が人権を侵害されていると感じていることを理解させる。	ワークシート1
	○「人権」とは何かについて考えさせる。	個別	○「人権」とは、どのような権利だと思うか、ワークシートに書く。	○「幸せに生きる権利」「誰にも脅かされずに生きる権利」…など、思いつく権利を多く書かせる。	
○ワークシートに書いた人権が、世界人権宣言の中で保障されていることに気付かせる。	一斉	○自分が挙げた内容が、いずれも世界人権宣言の条文の中に書かれていることを確認する。	○世界人権宣言の各条文を読み、自分が書いていた権利(みんなが思い付いた権利)はどれも保障されていることを確認させる。 ○その他にも様々な権利が保障されていることを理解させる。	生徒資料 「世界人権宣言」	
展 開	「世界人権宣言」を分かりやすい言葉で説明しよう				
	○「世界人権宣言」を小学校低学年の子どもにも分かるような言葉に書き直すことで、条文の内容についての理解を深めさせる。	グループ	○小学校低学年の子どもにも分かる言葉になるようにグループで意見を出し合い、ワークシートに書く。	○ワークシートには、主な条文(世界人権宣言]第1条、第2条第1項、第26条第1項、第29条)を掲載している。 ○発展学習として「世界人権宣言」の他の条文や「日本国憲法」第13条、第14条、第97条を指導資料に掲載しているので、授業展開に応じて選択する。	ワークシート1,2

学習したことを活かし、人権標語を考えよう				
まとめ	○世界人権宣言の精神を生かし、世界中で取り組まれている人権週間、人権デーの意義に触れる。	一斉	○12月に、世界中で取り組まれている人権週間、人権デーの意義を知る。	ワークシート3
	○人権標語の作成を通して、人権学習のまとめをさせる。	個別	○人権標語の作成を通して、本時の学習のまとめとする。	○人権標語に関して、例示できるものがあれば望ましい。 ワークシート3 ※資料集巻末参照「人権標語」

評価

人権とは、すべての人が、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできないものであることを知るなど、人権についての正しい知識や認識を培うことができたか。

《発展学習用資料》

- 日本国憲法第13条**
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
- 日本国憲法第14条第1項**
「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」
- 日本国憲法第97条**
「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

《ワークシート参考資料》 中学生のための世界人権宣言

第1条	すべての人は、生まれつき自由で、人として尊ばれ、平等の権利を持っています。人には物事を合理的に判断したり、行いの良し悪しを区別する力があります。みんなが仲間だという気持ちで、行動しなければなりません。
第2条	(1) すべての人は、人種や皮膚の色、性別、言葉や宗教、ものの考え方や意見、国籍や社会的な身分、財産や生まれやその他の地位といった、どのような理由によっても差別されずに、この宣言に表されている権利と自由とをすべて与えられています。
第26条	(1) すべての人は、教育を受ける権利を持っています。教育は少なくとも、はじめの基礎的な段階では無料でなければなりません。この初めの段階の教育は、義務とされなければなりません。技術教育と職業教育は一般に利用できるものでなければなりませんし、高等教育はその人の能力に応じて、すべての人に平等に保障されなければなりません。
第29条	(2) すべての人は、自分の権利と自由を行使するときには、法律によって定められた制限に従わなければなりません。(その法律とは、他人の権利と自由を正当に認め、尊重することを保障し、また、民主的な社会の中での道徳、公の秩序、全体の福祉といった正当な要求を満たすことを唯一の目的として制定されたものをさします。)